3　カンボジア王国政府は、専門家及び調査団の構成員に対し、1に規定する設備、機械及び資材の輸入に関し、領事手数料、租税（関税を含む。）及び課徴金並びに輸入許可証及び為替証明書の取得の要件を免除する。

4　カンボジア王国政府は、専門家及び調査団の構成員に対し、1に規定する設備、機械及び資材の現地購入に関し、付加価値税を含む租税及び課徴金を免除する。

第七条

カンボジア王国政府は、その指定する機関を通じ、専門家及び調査団の構成員と緊密に連絡を保つものとする。

第八条

カンボジア王国政府は、カンボジア王国に滞在する専門家及び調査団の構成員の安全を確保するために必要な措置をとる。

第九条

1　両締約国政府は、この協定から又はそれに関連して生ずることのあるいかなる事項についても相互に協議する。

2　この協定は、両締約国政府間の書面による合意により改正することができる。

第十条

この協定の終了は、この協定の下で既に実施されている協力に関連する任務を遂行するためにカンボジア王国に滞在中の専門家及び調査団の構成員に対して与えられる特権、免除及び便宜に影響を与えるものではない。

第十一条

1　この協定は、署名の日に効力を生ずる。

2　この協定は、一年間効力を有するものとし、いずれか一方の政府が他方の政府に対し少なくとも六箇月の予告をもって協定を終了させる意思を書面により通告しない限り、毎年自動的に一年ずつ更新される。

3　2の規定にかかわらず、日本国政府が第三条の規定への違反を発見した場合には、この協定は終了する。

以上の証拠として、下名は、正当に委任を受けてこの協定に署名した。

二千十三年十一月十六日にプノンペンで、英語により本書二通を作成した。

日本国政府のために
　限丸優次
カンボジア王国政府のために
　ロン・ビサロ

○外務省告示第三百五十八号

モザンビーク共和国政府は、「千八百九十六年五月四日にパリで補足され、千九百八年十一月十三日にベルリンで改正され、千九百十四年三月二十日にベルヌで補足され並びに千九百二十八年六月二日にローマで、千九百四十八年六月二十六日にブラッセルで、千九百六十七年七月十四日にストックホルムで及び千九百七十一年七月二十四日にパリで改正された千八百八十六年九月九日の文学的及び美術的著作物の保護に関するベルヌ条約」の加入書を平成二十五年八月二十二日に世界知的所有権機関事務局長に寄託した。よって、同条約は、平成二十五年十一月二十二日にモザンビーク共和国について効力を生じた。

（平成二十五年八月二十二日付け世界知的所有権機関事務局長回章）

平成二十五年十二月三日

外務大臣　岸田　文雄

○財務省告示第三百七十四号

日本銀行法（平成九年法律第八十九号）第四十七条第二項の規定に基づき、平成二十六年五月十二日から発行を開始する日本銀行券五千円の様式は、平成十六年十一月一日から発行を開始する日本銀行券壱万円、五千円及び千円の様式を定める件（平成十六年八月財務省告示第三百七十四号）に定める日本銀行券五千円の様式とする。この場合において、表の項中「黒」とあるのは、「暗い黄赤」とする。

平成二十五年十二月三日

財務大臣　麻生　太郎

○農林水産省告示第二千九百二十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十五年十二月三日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　岩手県花巻市湯口字志戸平四一の一・四三・一〇九の九・一〇九の一一・一〇九の一六（以上五筆について次の図に示す部分に限る。）

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

（一）　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

（二）　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岩手県庁及び花巻市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千九百二十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十五年十二月三日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　和歌山県西牟婁郡白浜町久木字向山七四四の一、七四五、七四六の一

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

（一）　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字向山七四五・七四六の一（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

（二）　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県庁及び白浜町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千九百二十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十五年十二月三日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　和歌山県田辺市龍神村丹生ノ川字串谷五六二（次の図に示す部分に限る。）

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

（一）　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字串谷五六二（次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

（二）　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県庁及び田辺市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千九百二十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十五年十二月三日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　和歌山県新宮市佐野字切杭一六七六の三、一六七九

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

（一）　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字切杭一六七六の三（次の図に示す部分に限る。）、一六七九

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

（二）　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県庁及び新宮市役所に備え置いて縦覧に供する。）